欧州・中央アジア

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（限定旅券，記載事項変更旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号の処分に係る手数料（査証欄増補）	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料（渡航書）
アイスランド	クローネ	17,400	11,950	6,500	6,500	1,750	2,700	2,700
アイルランド	ユーロ	117	80	44	44	12	18	18
アゼルバイジャン	マナト	129	89	48	48	13	20	20
アルメニア	ドラム	64,000	44,000	24,000	24,000	6,400	10,000	10,000
イタリア	ユーロ	117	80	44	44	12	18	18
ウクライナ	グリブナ	2,860	1,970	1,075	1,075	285	445	445
ウズベキスタン	ソム	340,000	234,000	128,000	128,000	34,000	53,000	53,000
英　国	ポンド	86	59	32	32	9	14	14
エストニア	ユーロ	117	80	44	44	12	18	18
オーストリア	ユーロ	117	80	44	44	12	18	18
オランダ	ユーロ	117	80	44	44	12	18	18
カザフスタン	テンゲ	26,650	18,350	10,000	10,000	2,650	4,150	4,150
ギリシャ	ユーロ	117	80	44	44	12	18	18
キルギス	ソム	8,250	5,670	3,090	3,090	820	1,290	1,290
クロアチア	クーナ	890	610	335	335	90	140	140
ジョージア	ラリ	291	200	109	109	29	45	45
スイス	フラン	127	87	48	48	13	20	20
スウェーデン	クローネ	1,065	735	400	400	105	165	165
スペイン	ユーロ	117	80	44	44	12	18	18
スロバキア	ユーロ	117	80	44	44	12	18	18
スロベニア	ユーロ	117	80	44	44	12	18	18